



# ごみの減量化と リサイクルにご協力ください

## 町のごみ処理量

今年度のごみ処理量は、図1のように燃やせるごみは前年度をわずかに下回り、燃やせないごみ・資源ごみはわずかに上回る見込みです。

全体的なごみの排出量は、有料化実施以降、横ばい状態ですが、「ごみになるものを持ち込まない」、「再使用（リユース）する」、「きちんと分別すること」を徹底することで、まだまだ排出量を抑えることができます。

## 資源ごみのリサイクルにも処理費用はかかります

有料化実施以降、資源ごみは廃プラスチックや紙製容器包装の再資源化（リサイクル）もあつて増加しています。資源ごみは再資源化されますが、多くの手間やお金がかかります。資源ごみを減量することで環境保全だけでなく、皆さんの家計や町の処理経費を助ける力となります。

必要のないものは買わない  
買い物にはマイバック・エコバックを持参する  
長く使えるものを買う

必要がなくなつたものはフリーマーケットなどを利用して再使用する



マイバックの使用で年間一人あたり約300枚のレジ袋を削減することができます

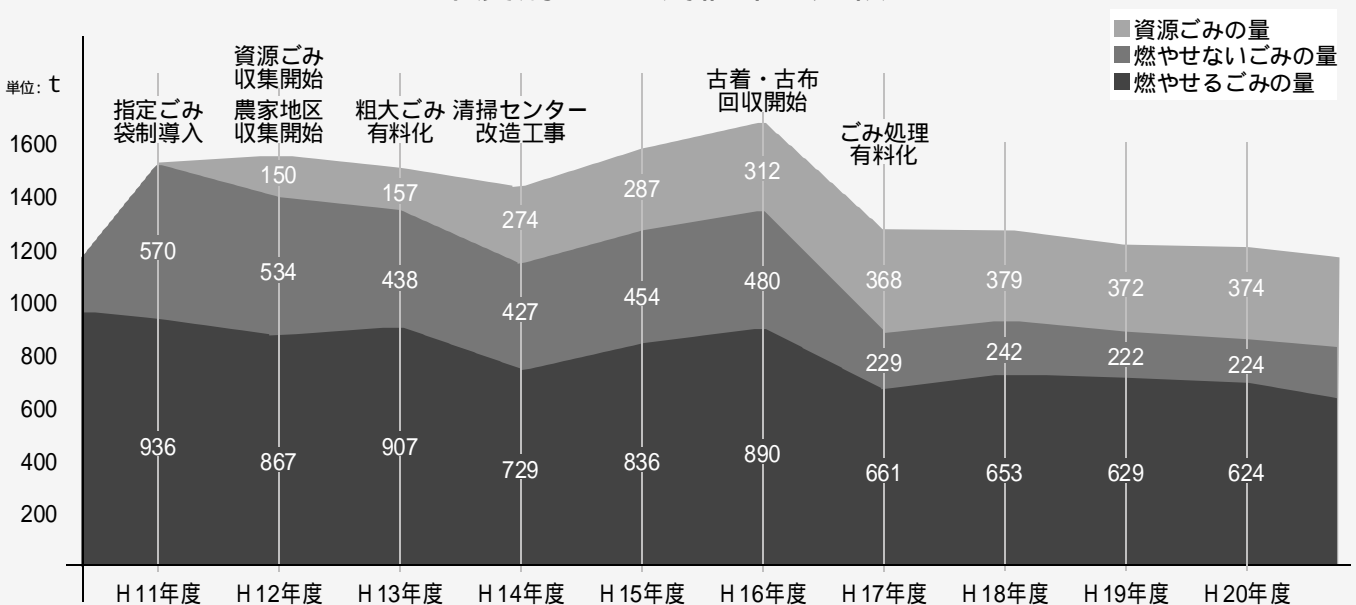
## ごみの排出ルールを守りましょう

最近、ごみの排出ルールが守られていない状況が目立ちます。特にごみの分別は、ごみ処理の有料化実施直後から比べると明らかに悪くなつていいます。これは年数経過による分別意識の低下によるものと考えられます。今一度、自分の生活とごみ処理の現状を再確認してください。

排出されるごみの中には、指定袋以外の袋で排出しているごみ、缶・ペットボトルなどすべての資源ごみをひとつの袋にいれて排出しているごみ、収集日以外の日にステーションに捨ててあるごみが数多く見受けられます。  
分別の悪いものなどルール

(図1)

## 年度別のごみ排出量比較



平成20年度の数値については、年度途中のため4月～12月までの実績から推測した数値です。

## ごみの分別に迷ったら

ごみの分別に迷ったら、「ごみだす」をご覧ください。ごみの出し方や50音順にごみの分別の方法が掲載されています。この冊子はすでに各戸へ配布されていますが、お手元がない方は、お問い合わせください。

また、冊子に掲載されていない品目で、分別の方法が分からないときもお気軽にお問い合わせください。



指定袋以外の袋でごみを出したり、分別のされていないごみ袋は、注意書きを貼りますので、出し直しをお願いします。

が守られていないごみについては、注意書きを貼り、収集を行いません。注意書きが貼られている場合には、再度ルールを確認して排出してください。  
また、ステーションの周りが除雪されていないなど、ステーションの管理が悪いと収集できない場合もあります。ステーションは利用している方が責任をもって管理しましょう。

## 燃やせるごみ・燃やせないごみの分析を行いました

昨年10月と12月にごみの排出内容を分析しました。

燃やせるごみの中には、燃やせないごみが約5%、資源ごみが9%混入していました。また、燃やせるごみで捨てられている生ごみのうち50%が水分がほとんど残った状態で入っていました。

生ごみは堆肥化するが、水分をきってから燃やせるごみに捨てるルールになっています。水分があると焼却炉の燃焼温度が上がらずダイオキシンなどの有害物質を発生させる原因となります。生ごみを燃やせるごみで捨てる場合は、必ず水分をきってから捨ててください。

- ごみ処理に関する問い合わせ先  
●町民課町民生活グループ  
(生活環境担当)
- 電話 25 3577
- 清掃センター
- 電話 25 3363



着々と進む、最終処分場の増設事業(青葉町有地内)

燃やせないごみの中には、燃やせるごみが19%、資源ごみが18%混入していました。汚れの取れない資源ごみは燃やせないごみとして排出してもよいことになっていますが、水ですぐと簡単に汚れが落ちるものも混入していました。  
燃やせないごみで出した場合は、最終処分場に直接埋め立てられません。現在、最終処分場の増設工事が行われていますが、一年でも長く使用できるように、ごみの減量や分別にご協力ください。

## 家電リサイクルに新たな品目が追加されます

平成21年4月から特定家庭用機器再商品化法(通称:家電リサイクル法)が改正され、新たな品目が追加されます。

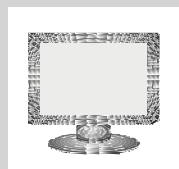
### 今までの対象品目

テレビ(ブラウン管テレビ)  
冷蔵庫、冷凍庫  
洗濯機  
エアコン



### 新たに追加される品目

テレビ  
(液晶テレビ、プラズマテレビ)  
衣類乾燥機



テレビに付属しているリモコン(電池は抜く)は対象となります。電源として電池を使用する携帯可能なテレビ、テレビ受信機能付きの携帯電話・カーナビなどは対象外となります。

パソコン用液晶ディスプレイモニターはパソコンリサイクルの対象となります。

衣類乾燥機能の付いた布団乾燥機・換気扇・除湿器などは対象外となります。

排出の際には、各家電販売店にご確認ください